

「胎内市いじめ防止基本方針」 新旧対照表（案）

改定前	改定後
<p>はじめに【3段落目】 これを受けて胎内市では、本市におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第12条の規定に基づき、「胎内市いじめ防止基本方針」を策定するものです。</p>	<p>はじめに【3段落目】 これを受けて胎内市では、平成29年11月に本市におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第12条の規定に基づき、「胎内市いじめ防止基本方針」を策定しました。 その後、新潟県いじめ防止基本方針が改定されたことなどを受け、現状に即していじめ防止等のための対策を一層推進していくため、この度、本市の基本方針を改定することとしました。</p>
<p>第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念【P1】 いじめの防止等の対策は、<u>全ての児童生徒に関係する問題であり、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施する。</u> <u>また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら煽ったり、傍観したりすることがないように、全ての児童生徒がいじめは決して許されないことを十分理解できるようにする。</u> <u>加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等は、連携していじめの問題の克服に取り組む。</u></p>	<p>第1 いじめ防止のための基本的な方向 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念【P1】 いじめの防止等の対策は、<u>まず第一に、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。</u> <u>また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。</u> <u>いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。</u></p>

	<p><u>加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。</u></p>
<p>3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項【P2】</p> <p><u>(1) いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況を客観的に確認すること。</u></p> <p><u>(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行うこと。</u></p> <p><u>(3) 外見的にはけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して見極めること。</u></p> <p><u>(5) いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、<u>行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応すること。</u></u></p>	<p>3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項【P2】</p> <p><u>○ いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況を客観的に確認すること。(以下「こと」は削除)</u></p> <p><u>○ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下 学校いじめ対策組織)」において判断する。</u></p> <p><u>○ 外見的にはけんかのように見える行為でも、見えないところで被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ、背景にある状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。</u></p> <p><u>○ いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。</u></p>

<p>4 いじめの防止等に関する基本的な考え方【P 2】</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できる<u>よう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。</u></p> <p>① <u>学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在とを等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。</u></p> <p>② <u>全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。</u></p> <p>③ <u>児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。</u></p> <p>(2) いじめの早期発見【P 3】</p> <p>(2段落目の終わり)</p> <p>～可能な限り早い段階で、適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>(3) いじめへの対処【P 3】</p> <p><u>いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめたとされる児童生徒</u></p>	<p>4 いじめの防止等に関する基本的な考え方【P 2】</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>児童生徒がよりよい人間関係を構築できる<u>よう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向かい合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。</u></p> <p>ア <u>学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。</u></p> <p>イ <u>全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにすること。(以下「こと」は削除)</u></p> <p>ウ <u>児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。</u></p> <p>(2) いじめの早期発見【P 3】</p> <p>(2段落目の終わり)</p> <p>～可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) いじめへの対処【P 3】</p> <p><u>学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安</u></p>
---	---

<p>に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。</p> <p>(4) 家庭や地域との連携【P 3】 (2段落目) 家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。<u>また、地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。</u></p> <p>(5) 関係機関との連携【P 3】 いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。</p>	<p>全を確保することや、<u>いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。</u></p> <p>(4) 家庭や地域との連携【P 3】 (2段落目) 家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。<u>また、地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることも大切である。</u></p> <p><u>また、学校がいじめを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れなど特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様などを説明し、見守りや支援の協力を依頼するなど、連携を図る。いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。</u></p> <p><u>地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。</u></p> <p>(5) 関係機関との連携【P 3】 いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、<u>市教育委員会及び学校は、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。</u></p>
<p>第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策 1 いじめの防止及び対応等のための組織【P 4】</p>	<p>第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策 1 胎内市いじめ問題対策連絡協議会の設置【P 4】</p>

<p>2 胎内市いじめ問題対策委員会の設置【P4】</p> <p>(1) (以下略)</p> <p>(3) 自殺等に至った児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査</p>	<p>2 胎内市いじめ問題対策委員会の設置【P4】</p> <p>○ (以下「○」)</p> <p>○ 自殺等に至った<u>市内小中学校児童生徒</u>の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査</p>
<p>3 胎内市いじめ問題調査委員会の設置【P4】</p> <p>(2段落目後半) ～に見識を有する者で構成し、法第30条第2項の調査を行う。</p>	<p>3 胎内市いじめ問題調査委員会の設置【P4】</p> <p>(2段落目後半) ～に見識を有する<u>第三者</u>で構成し、法第30条第2項の調査を行う。</p>
<p>4 市及び市教育委員会の施策</p> <p>(1) いじめの防止等の対策【P5】</p> <p>① (以下略)</p> <p>② 法第23条における通報を受けた市内小中学校から、いじめの有無を確認する措置の結果について報告があったときは、必要に応じ、当該学校に対する支援や指示を行う。</p> <p>③ 当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」に述べる調査を行う。</p> <p>(2) 関係機関等との連携【P5】</p> <p>いじめの防止等の対策を適切に行うため、胎内市青少年問題協議会及び市いじめ問題対策委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。</p>	<p>4 市及び市教育委員会の施策</p> <p>(1) いじめの防止等の対策【P5】</p> <p>ア (以下略) (以下丸数字をカタカナで表記)</p> <p>イ 法第23条における通報を受けた市内小中学校から、いじめの<u>事実の有無</u>を確認する措置の結果について報告があったときは、必要に応じ、当該学校に対する支援や指示を行う。</p> <p>ウ <u>学校が当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」に述べる調査又は調査の支援</u>を行う。</p> <p>オ <u>児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。</u></p> <p>(2) 関係機関等との連携【P5】</p> <p><u>専門的知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への派遣や医療機関、弁護士、警察などの外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関へ取次ぎを行う。</u></p>

<p>(3) 教職員の指導力向上及び人材の確保【P6】</p> <p>① いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の指導力向上を図る。</p> <p>② いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を、学校の要請に応じて計画的又は緊急的に派遣する。</p> <p>(5) 啓発活動【P6】</p> <p>ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性等について、「<u>深めよう 絆 県民の集い（※8）</u>」や<u>広報誌</u>等を通して、啓発活動を行う。</p> <p>(7) いじめの防止等の取組の点検【P6】</p> <p>「<u>学校いじめ防止基本方針</u>」が確実に実施されているかを適宜点検し、指導する。</p> <p>(8) 学校評価・教員評価への指導・助言【P7】</p> <p>学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその</p>	<p>また、<u>いじめの防止等の対策を適切に行うため、胎内市青少年問題協議会及び市いじめ問題対策委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。</u></p> <p>(3) 教職員の指導力向上及び人材の確保【P6】</p> <p>ア <u>全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の指導力向上を図る。</u></p> <p>イ「<u>生徒指導研修資料（※8）</u>」及び「<u>新潟県いじめ等防止のための資料集（※9）</u>」等、<u>いじめに関する具体的な資料を活用し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。</u></p> <p>ウ <u>いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣を関係機関等に要請する。</u></p> <p>(5) 啓発活動【P6】</p> <p>ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性等について、<u>県民運動等の取組</u>を通して、啓発活動を行う。</p> <p>(7) いじめの防止等の取組の点検【P6】</p> <p>「<u>学校いじめ防止基本方針</u>」及び<u>具体的な取組の定期的なアンケート調査、個人面談等</u>が確実に実施されているかを適宜点検・指導する。</p> <p>(8) 学校評価・教員評価への指導・助言【P7】</p> <p>学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその</p>
---	---

<p>多寡のみを評価するのではなく、<u>具体的な取組状況や達成状況を評価するよう、指導・助言を行う。</u> 教員評価においても同様であり、児童生徒の理解やいじめへの適切な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。</p>	<p>多寡のみを評価するのではなく、<u>日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。</u> 教員評価においても同様であり、児童生徒の理解やいじめへの適切な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。</p>
<p>第3 学校が実施すべき施策 1 学校いじめ防止基本方針の策定【P7】</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の内容【P7】 ① <u>いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。</u> ② <u>いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。</u></p>	<p>第3 学校が実施すべき施策 1 学校いじめ防止基本方針の策定【P7】 (1) 学校基本方針を定める意義 <u>ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。</u> <u>イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。</u> <u>ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った者への支援につながる。</u></p> <p>(2) 学校いじめ防止基本方針の内容【P7】 <u>ア いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じたいじめ対策組織の活動を具体的に定める。</u> <u>イ いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。</u></p>

<p>③ 校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。</p> <p>(2) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項【P7】</p> <p>① 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校いじめ防止基本方針となるよう努める。</p> <p>学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</p> <p>策定した学校いじめ防止基本方針は、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページに公開する。</p> <p>((1)の④) <u>学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して的確に機能しているのかを、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（第3-2の「学校いじめ等対策委員会」をいう。）を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。</u></p>	<p><u>ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方について具体的な取組を盛り込む。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、具体的な対応方針を定めるよう努める。</u></p> <p><u>エ 「生徒指導研修資料」等を活用した校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。</u></p> <p>(3) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項【P7】</p> <p><u>ア 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</u></p> <p><u>イ 策定した学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載するなどして、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCAサイクル（※10）を盛り込むなどし、学校の実情に即して適切に機能しているかなど、必要に応じて見直す。</u></p>
<p>2 学校いじめ等対策委員会の設置【P7】</p> <p>法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員（※9）、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ等対策委員会」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。</p>	<p>2 いじめの防止等の対策のための組織の設置【P8】</p> <p>法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員（※11）、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。</p>

<p>また、<u>同委員会</u>は、対応する事案の内容に応じて、県のスクールカウンセラーなどの専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。</p> <p>(1) <u>学校いじめ等対策委員会</u>として想定される役割【P8】</p> <p>① <u>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等の中核となる。</u></p> <p>② <u>いじめの相談・通報の窓口となる。</u></p> <p>③ <u>日頃から、児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録するとともに、学校いじめ等対策委員会内で共有する。</u></p> <p>④ <u>いじめの疑いに係る情報があったときには、学校が組織的に対応するための中核となる。</u></p> <p>(2) <u>学校いじめ等対策委員会の組織運営上の留意事項【P8】</u></p> <p>① <u>学校いじめ等対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめであるかどうかの判断は、同委員会が中核となって組織的に行うこととする。</u></p> <p>② <u>学校いじめ等対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検</u></p>	<p>また、<u>同組織</u>は、対応する事案の内容に応じて、県のスクールカウンセラーなどの専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。</p> <p>(1) <u>学校いじめ対策組織</u>として想定される役割【P8】</p> <p><u>ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を構築する。</u></p> <p><u>イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等の中核となる。</u></p> <p><u>ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。</u></p> <p><u>エ 児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。</u></p> <p><u>オ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。</u></p> <p>(2) <u>学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項【P8】</u></p> <p><u>ア 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同組織が行う。</u></p> <p><u>イ 校長は学校いじめ対策組織を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかを常に点検する。</u></p> <p><u>また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。</u></p>
---	---

<p><u>証、必要に応じた計画の見直しなどである。</u></p> <p>③ <u>学校いじめ等対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを全て同委員会に報告・相談する。</u></p>	<p>(3) <u>学校いじめ対策組織への報告と記録の保存【P8】</u></p> <p><u>学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。同組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。</u></p>
<p>3 <u>いじめの防止等に関する措置【P8】</u></p> <p>市内小中学校は、国の基本方針などを参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行う。</p> <p>(1) <u>いじめの防止【P8】</u></p> <p>② <u>保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。</u></p> <p>③ <u>他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、児童生徒の社会性を育成する。</u></p> <p>④ 「いじめ見逃しゼロスクール <u>(※10)</u>」など県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努める。</p>	<p>3 <u>いじめの防止等に関する措置【P9】</u></p> <p>市内小中学校は、<u>国及び県</u>の基本方針などを参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行う。</p> <p>(1) <u>いじめの防止【P9】</u></p> <p>イ <u>「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。</u></p> <p>ウ <u>他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。</u></p> <p>エ <u>「いじめ見逃しゼロスクール <u>(※12)</u>」など県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努める。</u></p>

<p>(2) いじめの早期発見【P9】</p> <p>④ <u>保護者が、児童生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。</u></p> <p>② <u>定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の(以下略)</u></p> <p>(3) いじめへの対処【P9】</p> <p>① <u>いじめを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ等対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を<u>守り通す</u>とともに、<u>いじめたとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とし</u></u></p>	<p><u>カ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。</u></p> <p><u>キ 児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等でいじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。</u></p> <p><u>ク 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</u></p> <p>(2) いじめの早期発見【P9】</p> <p><u>イ 児童生徒が自らSOSを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</u></p> <p><u>ウ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。</u></p> <p><u>エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の(以下略)。</u></p> <p>(3) いじめへの対処【P10】</p> <p><u>ア いじめの疑い</u>を発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。</p>
---	--

て、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめ

<p>(5) <u>インターネットを通じて行われるいじめへの対策【P10】</u> <u>インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、発生した場合には効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び適切な使用に関する啓発を行う。</u></p> <p>(6) <u>家庭、地域との組織的な連携・協働【P10】</u> より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を推進する。</p>	<p><u>が再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>インターネットを通じて行われるいじめへの対策【P11】</u> <u>インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。</u> <u>児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。</u> <u>また、教職員はアンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。</u></p> <p>(6) <u>家庭、地域との組織的な連携・協働【P11】</u> <u>ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を推進する。</u> <u>イ 学校運営協議会委員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。</u></p>
--	--

<p>第4 重大事態への対処</p> <p>1 学校及び市教育委員会による調査【P10】</p> <p><u>重大事態が発生した場合、学校は、初期調査を行う。</u></p> <p><u>市教育委員会は、市いじめ問題対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 重大事態【P10】</p> <p>① 重大事態の意味</p> <p>ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 <u>等を想定。</u> <p>イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合</p> <p>(2行目)ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、<u>重大事態と捉えるものとする。</u></p> <p>ウ その他の場合</p> <p>児童生徒や保護者から<u>いじめられて重大事態に至った</u>という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、<u>重大事態が発生したもとして捉えるものとする。</u></p>	<p>第4 重大事態への対処</p> <p>1 学校及び市教育委員会による調査【P11】</p> <p><u>いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。</u></p> <p>(1) 重大事態【P11】</p> <p>ア 重大事態の意味</p> <p>① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合等、<u>児童生徒の状況に着目して判断する。</u> <p>② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合</p> <p>(2行目)ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、<u>重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。</u></p> <p>③ その他の場合</p> <p>児童生徒や保護者から<u>いじめにより重大な被害が生じた</u>という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、<u>重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。</u></p> <p><u>児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではない</u></p>
---	--

<p>② 重大事態の報告</p> <p>重大事態が発生した場合、学校（市教育委員会経由）は、その旨を市長に報告する。</p> <p>また、市教育委員会は、その旨を市いじめ問題対策委員会に伝える。</p> <p>(2) 重大事態の調査【P11】</p> <p>① 初期調査及び報告</p> <p>ア 重大事態が発生した場合には、直ちに学校は、初期調査を実施し、その結果を市教育委員会に報告する。</p> <p>イ 初期調査に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡などの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、調査すること。 <p>② 市いじめ問題対策委員会が行う調査及び報告</p>	<p><u>とは断言できないことに留意する。</u></p> <p>イ 重大事態の報告</p> <p>重大事態が発生した場合、学校はその概要を速やかに教育委員会に報告する。教育委員会は学校から報告を受けた後、事実関係を整理して市長に報告する。</p> <p>また、市教育委員会は、その旨を市いじめ問題対策委員会に伝える</p> <p>(2) 重大事態の調査【P12】</p> <p>重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は市立小中学校が行う。詳細調査は、市いじめ問題対策委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを市教育委員会が判断する。</p> <p>なお、調査にあたっては、被害児童生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。</p> <p>ア 基本調査及び報告</p> <p>① 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、市教育委員会に報告する。</p> <p>② 基本調査に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(各項目末尾の「こと」を削除)</p> <p>○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。 <p>イ 市いじめ問題対策委員会が行う詳細調査及び報告</p>
--	--

<p>ア 市教育委員会は、<u>学校における重大事態の初期調査結果を市いじめ問題対策委員会に速やかに報告する。</u></p> <p>エ 学校は、市いじめ問題対策委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、<u>調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。</u></p> <p>(3) 調査結果の提供【P12】 <u>初期調査を実施する学校や市いじめ問題対策委員会から報告を受けた市教育委員会は、以下に留意し、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査結果を伝える。</u></p> <p>(4) 重大事態への対処の留意事項【P12】</p>	<p>① 市教育委員会は、<u>市いじめ問題対策委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。</u></p> <p>④ 学校は、市いじめ問題対策委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、<u>調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組むものとする。</u></p> <p>ウ <u>学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告</u></p> <p>① 市教育委員会は、<u>市立小中学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。</u></p> <p>② 学校は、<u>学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。</u></p> <p>③ 市教育委員会は、<u>調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。</u></p> <p>④ 学校は、<u>調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。</u></p> <p>(3) 調査結果の提供【P13】 <u>市教育委員会又は学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。</u></p> <p>(4) 重大事態への対処の留意事項【P14】 <u>市教育委員会又は学校は、市立小中学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。</u></p>
--	---

<p>① 市教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の措置を行うなど、積極的な支援を行う。</p> <p>② 児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、(以下略)</p> <p>③ (3行目) この調査においては(以下略)</p>	<p>ア 市教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学する等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担う等、積極的な支援を行う。</p> <p>イ 市教育委員会ならびに学校は、児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、(以下略)</p> <p>ウ (3行目)この調査において市教育委員会ならびに学校は、(以下略)</p> <p>エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、市教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、市教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。</p> <p>オ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。</p>
<p>2 市長による再調査及び措置</p> <p>(1) 調査委員会が行う調査及び報告【P12】</p> <p>② (2行目) また、その場合、市長は、再調査の結果を議会に報告する。その際、<u>報告内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。</u></p> <p>なお、再調査についても、<u>初期調査及び市いじめ問題対策委員会が行う調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。</u></p>	<p>2 市長による再調査及び措置</p> <p>(1) 調査委員会が行う調査及び報告【P14】</p> <p>イ (2行目) また、その場合、市長は、再調査の結果を議会に報告する。その際には、<u>報告内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。</u></p> <p>なお、再調査についても、<u>基本調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。</u></p>

<p>(2) 再調査の結果を踏まえた措置等【P15】</p> <p>① 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 上記の「必要な措置」として、市教育委員会においては、指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者など外部専門家の追加配置等を検討し、市長部局においては、必要な予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。</p>	<p>(2) 再調査の結果を踏まえた措置等【P15】</p> <p>ア 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、<u>当該調査</u>に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 上記の「必要な措置」として、市教育委員会においては、<u>例えば指導主事</u>等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等外部専門家の追加配置等を検討するものとし、市長部局においては、必要な予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。</p>
<p>第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>1 市の基本方針の見直し【P13】</p> <p>市及び市教育委員会は、<u>胎内市いじめ防止基本方針の策定から3年</u>を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>1 市の基本方針の検討【P15】</p> <p>市及び市教育委員会は、<u>国や県の動向等を考慮して3年</u>を目途として、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>2 学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認【P13】</p> <p>市教育委員会は、<u>学校いじめ防止基本方針について、運用状況を確認する。</u></p>	<p>2 学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認【P15】</p> <p>市教育委員会は、<u>市立小中学校における学校いじめ防止基本方針について、必要な見直し等が行われているか等を含め策定状況を確認し、その運用について指導・助言を行う。</u></p>